

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 自家消費型太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又はFeed in Premium制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず、自家消費を目的として設置する太陽光発電設備をいう。
- (3) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (4) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - ク 青色申告を行っている個人事業主
 - ケ その他知事が適当であると認めるもの
- (5) リースモデル リース事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備等を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。
- (6) オンサイトPPAモデル 太陽光発電設備等の所有者である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (7) 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (8) サステナビリティ・リンク・ローン 借手が野心的かつ事前に定められたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローンで、ローン・マーケット・アソシエーション等が策定した「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び環境省が策定した「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に則ったものをいう。

(交付の目的等)

第3条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、対象事業の要件、対象経費及び補助額並びに交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	対象事業の要件	対象経費及び補助額	交付の相手方
事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を導入する中小企業者等に交付することにより、県内の温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。	自家消費型太陽光発電設備等を導入するための経費	別表1に掲げる要件の全てに適合するもの	別表2に掲げる額	別表3に掲げる要件の全てに適合する者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書	様式1	(1) 事業計画書 (2) 誓約書 (3) 役員氏名等一覧表 (4) 補助対象事業の実施に係る同意書(補助対象者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合のみ) (5) 見積書及び見積内訳書の写し (6) 設置する土地・建物の全部事項証明書 (7) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (8) 青色申告者であることを証明する書類の写し直近1か年分(申請者が個人事業主の場合のみ) (9) 脱炭素に資する(取組の目標の設定において、栃木県内の脱炭素又は脱炭素につながる環境改善に関する目標を定めている)サステナビリティ・リンク・ローンを利用することが確認できる書類(申請者がサステナビリティ・リンク・ローンを利用する中小企業者等の場合のみ) (10) 中小企業向け SBT 認定取得が確認できる書類(申請者が中小企業向け SBT 認定を取得した中小企業者等の場合のみ) (11) リースモデルの契約書(案)及びリース	様式2 " 3 " 3別紙 " 4	1部	知事が別に定める期日

		計算書等（リースモデルの場合のみ） (12) PPA モデルの契約書（案）及び料金計算書等（PPA モデルの場合のみ） (13) 納税証明書 (14) 設備の仕様がわかるもの（カタログ等） (15) 発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等） (16) 単線結線図 (17) システム系統図 (18) 機器配置図 (19) 交付申請書提出チェックシート (20) その他知事が必要と認める書類			
--	--	--	--	--	--

2 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。

（補助の条件）

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助額の変更を伴う補助対象設備及び対象経費の変更をする場合においては、様式5による申請書を知事に提出し承認を受けること。この場合において、当該変更による補助額の増額は認めないものとする。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ様式6による申請書を知事に提出し承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助対象設備が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
 - (5) 知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- 2 知事は前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

（代表者等の変更届）

第6条 代表者又は所在地を変更したときは、直ちに様式7による代表者変更届又は様式8による所在地変更届に変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 合併等により企業等が事業を継承するときは、直ちに様式9による事業継承届に合併契約書等事業継承を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	報告書に添付すべき 書類の名称	提出部数	提出期限
事業者用太陽光 発電設備等導入 支援事業補助金 実績報告書	様式10	(1) 請求書及び領収証の写し (2) 設備の確定仕様がわかる もの(納品書等) (3) 設備の稼働が確認できる もの(計測モニターの写真 等) (4) 設備の設置が確認できる 写真(①設置した設備の全 景写真(太陽光パネルの設 置状況、パワーコンディシ ョナー及び蓄電池の設置台 数がわかる写真)②設置し た設備の型式が確認できる 写真(パワーコンディショ ナー及び蓄電池の型式が確 認できる設置全台分の写 真)) (5) 単線結線図 (6) システム系統図 (7) 機器配置図 (8) 様式5(補助額の変更を伴う 補助対象設備及び対象経費の変 更をする場合) (9) リースモデルの契約書の写し 及びリース計算書等(リースモ デルの場合) (10) PPAモデルの契約書の写し及び 料金計算書等(PPAモデルの場 合) (11) 系統連系開始日が確認で きる書類及び売電先との電 力需給契約書 (12) 実績報告書提出チェック シート (13) その他知事が必要と認め る書類	1部	知事が別に 定める期日

(補助金の請求)

第8条 補助事業者が規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	請求書に添付すべき 書類の名称	提出 部数	提出期限
事業者用太陽光 発電設備等導入 支援事業補助金 交付請求書	様式11	(1) 振込先の口座内容がわ かる書類(通帳等の写し 等) (2) その他知事が必要と認 める書類	1部	知事が別に定める 期日

(利用状況の報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了日の翌月1日から1年間の二酸化炭素削減効果等について、報告対象期間の最終月の翌月末までに、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金利用状況報告書(様式12)により、知事に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損(滅失)届出書(様式13)により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、対象設備処分承認申請書(様式14)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者に結果を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、またはこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条第1項の規定による、取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4（2022）年7月1日から施行する。

2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領の失効前に交付の決定がなされた補助金に係るこの要領の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和5（2023）年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8（2026）年4月1日から施行する。

別表 1

設備	内容
太陽光発電設備	<p>(1) 未使用の太陽光発電設備を事業所に導入すること。</p> <p>(2) 次のア、イのいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。</p> <p>イ 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>(3) 再エネ特措法に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。</p> <p>(5) 発電量を計測する機器を備えること。</p> <p>(6) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>(7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次のア～シをすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う、柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（屋根置きの場合には省略可能）。</p> <p>カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは適切な方法により協力すること。</p>

	<p>ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>コ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。</p> <p>サ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p>
蓄電池	<p>(1) 未使用の定置用蓄電池を太陽光発電設備と一体的に事業所に導入すること。</p> <p>(2) 20kWh未満：12.5万円/kWh、20kWh以上：11.9万円/kWh 以下（蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。））の蓄電システムとなるよう努めること。</p> <p>(3) 太陽光発電設備により発電した電気を帯電するものであり、平時において深夜電力などで毎日のように系統から充電するものではないこと。</p> <p>(4) 停電時にのみ利用する非常用予備電源ではないこと。20kWh以上の蓄電池の場合、各市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>(5) 20kWh未満の蓄電池の場合、申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること。</p>
共通（リースモデル又はオンサイトPPAモデルにより導入する場合）	<p>(1) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(2) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p>

別表 2

補助対象経費	補助額	上限
自家消費型太陽光発電設備導入費	①定額：5万円/kW （脱炭素に資するサステナビリティ・リンク・ローンを利用する中小企業者等又は中小企業向けSBT認定を取得した中小企業者等） ②定額：4万円/kW（上記以外） ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値に乗じて算出（小数点以下切り捨て）	出力：100kW
蓄電池導入費	補助対象経費（※）の1/3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）	容量：100kWh 1 kWhあたりの価格： ・20kWh未満の蓄電池 15万5千円 ・20kWh以上の蓄電池 19万円

別表 3

(1) 太陽光発電設備等を導入するもので、以下のいずれかに該当すること。 ア 県内に事業所を有する中小企業者等 イ リースモデルをアに提供するリース事業者 ウ オンサイトPPAモデルをアに提供するPPA事業者
(2) 県税の滞納がないこと。
(3) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団 イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） ウ 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
(4) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

様式 1

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年度において事業者用太陽光発電設備等導入支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切捨て）

円

事業計画書

1 申請者の情報

(1) 申請者の情報

申請者の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
資本金の額又は 出資の総額	資 本 金	円	従業員数	人
業種				
担当者名				
連絡先	電話番号		メールアドレス	

(2) 需要家の情報（リースモデル又はオンサイトPPAモデルの場合のみ記入）

需要家の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
資本金の額又は 出資の総額	資 本 金	円	従業員数	人
業種				
担当者名				
連絡先	電話番号		メールアドレス	

2 事業概要

設 備 の 設 置 場 所					
設 備 の 導 入 方 法	<input checked="" type="radio"/> 自社購入 <input type="radio"/> リースモデル <input type="radio"/> オンサイトPPAモデル				
事 業 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
太陽光発電設備	太陽光パネル	合 計 出 力	kW		
	パワーコンディショナー	合 計 出 力	kW		
	採 用 出 力		(A)	kW	
	補 助 金 の 額 【(A)×40,000円】		(B)	円 <small>※補助上限は4,000,000円</small>	
定置用蓄電池	蓄電池の種類		<input type="radio"/> 設置無し <input type="radio"/> SII登録製品 <input checked="" type="radio"/> その他		
	その他			蓄電容量	
				kWh	
	設 置 台 数		台		
	蓄 電 容 量		(C)	kWh	
	補助対象経費（税抜き）		設 備 費	(D)	円
			工 事 費	(E)	円
価 格 / kWh		{ (D) + (E) } ÷ (C)	(F)	#DIV/0! 円	
補 助 金 の 額 【 { (D)+(E) } × 1/3 【 蓄電容量が100kWhを超える場合は 【 (F) × 1/3 × 100 】		(G)	#DIV/0! 円		
補助金交付申請額 【 (B) + (G) 】			円		
余剰電力売電の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		□		

3 実施計画

月別発電量等

	①発電量見込	②自家消費電力量見込	③自家消費率 (②/①×100)
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
月	kWh	kWh	—
合計	kWh	kWh	%

誓約書

申請者は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

ウ 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、上記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

(宛先)

栃木県知事 様

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 (ふりがな) _____

補助対象事業の実施に係る同意書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領を確認の上、上記の事業者の補助金交付申請に同意します。

【同意する不動産の所在地、所有者】※自署の場合は捺印不要

<土地>

・所在地（該当地番全て記載）

・所有者（法人にあつては名称・代表者名）

印

<建物>

・所在地

・家屋番号

・所有者（法人にあつては名称・代表者名）

印

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の内容

- () 太陽光発電設備の最大出力又は蓄電容量の変更 (太陽光発電設備・蓄電地)
(変更前出力： 変更後出力：)
- () 定置用蓄電地の補助対象経費の変更
(変更前経費： 変更後経費：)
- () その他
()

2 計画変更の理由

注) 変更の内容については、事業計画書(様式2)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

様式6

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

様式 7

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金に係る代表者変更届

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり代表者を変更したので、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第 6 条第 1 項の規定により代表者変更届を提出します。

記

1 変更前の代表者

2 変更後の代表者

3 変更年月日 年 月 日

(注) 新たな登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を添付すること。

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金に係る所在地変更届

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり所在地を変更したので、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第 6 条第 1 項の規定により所在地変更届を提出します。

記

1 変更前の所在地

2 変更後の所在地

3 変更年月日 年 月 日

(注) 新たな登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を添付すること。

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金に係る事業継承届

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり事業継承したので、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第6条第2項の規定により事業継承届を提出します。

記

1 事業継承者

2 事業継承の理由

3 事業継承年月日 年 月 日

(注) 合併契約書等事業継承を証する書面を添付すること。

実績報告書

年 月 日

栃木県知事 様

年 月 日 付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた
事業者用太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 申請者の情報

(1) 申請者の情報

申請者の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
資本金の額又は 出資の総額	資 本 金	円	従業員数	人
業種				
担当者名				
連絡先	電話番号		メールアドレス	

(2) 需要家の情報（リースモデル又はオンサイトPPAモデルの場合のみ記入）

需要家の名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
資本金の額又は 出資の総額	資 本 金	円	従業員数	人
業種				
担当者名				
連絡先	電話番号		メールアドレス	

2 事業概要

設 備 の 設 置 場 所					
設 備 の 導 入 方 法	<input checked="" type="radio"/> 自社購入 <input type="radio"/> リースモデル <input type="radio"/> オンサイトPPAモデル				
事 業 期 間	着 手 日	年 月 日	完 了 日	年 月 日	
太陽光発電設備	太陽光パネル	合 計 出 力	kW		
	パワーコンディショナー	合 計 出 力	kW		
	採用出力	(A)	kW		
	補助金の額【(A)×40,000円】	(B)	円 ※補助上限は4,000,000円		
定置用蓄電池	蓄電池の種類	<input checked="" type="radio"/> 設置無し <input type="radio"/> SII登録製品 <input type="radio"/> その他			
	SII登録製品	メーカー名	登録型番	登録容量 kWh	
		設置セット数			
	蓄電容量	(C)	kWh		
	補助対象経費（税抜き）	設 備 費	(D)	円	
		工 事 費	(E)	円	
	価格/kWh	{ (D) + (E) } ÷ (C)	(F)	#DIV/0! 円	
補助金の額【{(D)+(E)}×1/3】 蓄電容量が100kWhを超える場合は 【(F)×1/3×100】	(G)	#DIV/0! 円			
補助金交付申請額【(B) + (G)】				円	
余剰電力売電の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無				

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金請求書

金

円

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で額の確定の通知があった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

※通帳の写しを添付してください

(銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できるもの)

・発行責任者

氏 名

連絡先

・担当者

氏 名

連絡先

補助対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備

- 2 毀損（滅失）の時期
年 月 日

- 3 毀損（滅失）の原因

- 4 今後の方針（修繕、買換など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

() 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他(具体的に)

3 処分の時期(予定)

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。